

2月26日の本会議において、福祉教育常任委員会に付託を受けました請願第1号について、3月17日に開催しました委員会の審査結果を報告します。

今回の請願の審査に際し、請願者より意見陳述の申出があり、意見陳述後、請願者に対して委員から質疑が行われました。

主な質疑は次のとおりです。

請願第1号 湖南省の教育施設などに安定ヨウ素剤の事前配備を求める請願書について、教職員はどう捉えているのか、5年間の保管管理の負担はどうかという質疑に対して、まだ教職員はじめ医療現場でも知らない人が多く、周知していく研修やシステムが必要になると考えます、との答弁でした。

また、保護者の許可がいるのではないかと質疑に対して、啓発が必要になります、との答弁でした。さらに副作用についての質疑があり、懸念されるのはアレルギーだといわれているがインフルエンザよりも副作用はないです、との答弁でした。

その後、自由討議に入り、5年間の管理体制などの課題もあるが、何より知らない人が多い現状ではまずPRが必要なのではないか。県で指定されているUPZ（原子力施設から43km範囲で災害対策を重点的に実施する地域）に湖南省は想定されておらず、他にも水準調査用のモニタリングポストの設置もあるので、国や県の対応に任せるべき。また、もしものことを考え、健康と安全を守るために希望する人に支給できるような体制を作っていくべきだという意見が出ました。

その後、討論はなく、採決を行いました。

その結果、賛成少数をもって、請願第1号 湖南省の教育施設などに安定ヨウ素剤の事前配備を求める請願書は「不採択とすべきもの」と決定しました。